

## 北九州市魅力ある介護の職場づくり表彰要綱

### (目的)

第1条 この表彰は、職員の育成や処遇・職場環境の改善等に向けた介護事業所の様々な取組みを募集し、その中で有効な取組みを行う事業所を表彰することにより、良好な職場環境づくりに努める事業所を広く市民に公開し、認識してもらうとともに、市内の各事業所にも他の事業所の取組みを周知することで、各経営者に就業環境の改善に対する意識の醸成を図り、介護人材の定着に繋げることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、市内に所在する介護保険法に基づく指定を受けた事業所、事業所を設置する法人、その事業所や法人に勤める介護職員（個人またはグループ）（以下「事業所等」と言う）とする。

2 表彰の対象は、応募の取組みの開始年度が、表彰年度より2以上前とする。

### (表彰の回数)

第3条 表彰は、年1回行うものとする。

### (欠格事項)

第4条 次の各号に掲げる企業等はこの表彰制度に応募することができない。

- (1) 過去5年間において、労働関係法令その他の法令上の重大な違反がある事業所等
- (2) 過去5年間において、介護保険法に基づく行政処分（改善命令・指定の効力の全部又は一部停止・指定の取消）を受けた事業所等
- (3) その他社会通念上、表彰されるにふさわしくないと判断される事業所等

### (選考会議)

第5条 表彰を受ける事業所等の選考は、北九州市魅力ある介護の職場づくり表彰選考会議（以下「選考会議」という。）が行う。

2 選考会議の組織、運営等については別に定める。

### (賞の決定)

第6条 市長は、選考会議の選考に基づき、表彰を受ける事業所等を決定する。

2 賞の決定、選考の基準については別に定める。

### (表彰の方法)

第7条 表彰は、市長による表彰状及び副賞の授与により行うこととする。

### (事務局)

第8条 北九州市魅力ある介護の職場づくり表彰に係る事務を行う事務局は、保健福祉局地域福祉部介護保険課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成29年 5月15日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。